

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項（平成二十七年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項</p> <p>目次</p> <p>第一章 定義（第一条）</p> <p>第二章 銀行における開示（第二条―第六条）</p> <p>第三章 銀行持株会社における開示（第七条―第九条）</p> <p>附則</p>	<p>銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項</p>
<p>第一章 定義</p>	<p>「章名を付する。」</p>

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 算入可能適格流動資産の合計額 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号。以下「流動性比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額若しくは同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号。以下「持株流動性比率告示」という。）第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

二 「略」

第二章 銀行における開示

（単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一

(定義)

第一条 「同上」

一 算入可能適格流動資産の合計額 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号。以下「銀行流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額若しくは同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号）第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

二 「同上」

「章名を付する。」

（単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一

項第五号ホに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性リスク管理に係る開示事項

二 単体流動性カバレッジ比率（流動性比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する定性的開示事項

三 単体安定調達比率（流動性比率告示第七十八条第一項に規定する単体安定調達比率をいう。以下同じ。）に関する定性的開示事項

「項を削る。」

2 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第

項第五号ホに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率（銀行流動性カバレッジ比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲

二号又は第三号に掲げる事項については、銀行の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 略」

3|| 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

4|| 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、単体安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項

二 流動性比率告示第百一条各号に掲げる要件を満たす場合には、

その旨

三 その他単体安定調達比率に関する事項

(単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ホに規定する経営の健全性の

げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、銀行の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ホに規定する経営の健全性の

状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項
- 二 単体安定調達比率に関する定性的開示事項

2 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

(連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結流動性リスク管理に係る開示事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率(流動性比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。第三項、次条第一項及び第六条第一項において同じ。)に関する定性的開示事項
- 三 連結安定調達比率(流動性比率告示第七十四条に規定する連結安定調達比率をいう。第四項、次条第一項及び第六条第一項にお

状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、前条第二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「項を加える。」

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」

いて同じ。)に関する定性的開示事項

「項を削る。」

2|| 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第

二号又は第三号に掲げる事項については、銀行の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 略」

3|| 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、

第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

2|| 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」と

は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率（銀行流動性カバレッジ比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3|| 第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲

げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、銀行の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 同上」

「項を加える。」

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

4|| 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、連結安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項

二 流動性比率告示第一百一条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨

三 その他連結安定調達比率に関する事項

〔連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項〕

第五条 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

一|| 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

二|| 連結安定調達比率に関する定性的開示事項

2|| 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項の

〔項を加える。〕

〔連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項〕

第五条 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔項を加える。〕

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 〔同上〕

うち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第二条に規定する海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 単体安定調達比率に関する定量的開示事項

四 連結安定調達比率に関する定量的開示事項

五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率の対比及び要因分析（当該単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）

六 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の対比及び要因分析（当該連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第五号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙

「一・二 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第四号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第五号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

様式第六号により、それぞれ作成するものとする。この場合において、同項第一号及び第二号に掲げる事項については、その日次平均の値について作成するものとする。

第三章 銀行持株会社における開示

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結流動性リスク管理に係る開示事項
 - 二 連結流動性カバレッジ比率(持株流動性比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。第三項、次条第一項及び第九条第一項において同じ。)に関する定性的開示事項
 - 三 連結安定調達比率(持株流動性比率告示第七十三条に規定する連結安定調達比率をいう。第四項、次条第一項及び第九条第一項において同じ。)に関する定性的開示事項
- 〔項を削る。〕

〔章名を付する。〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

- 〔号を加える。〕
- 〔号を加える。〕
- 〔号を加える。〕

2 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率(銀行法第五十二条の二

2|| 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、銀行持株会社の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 略」

3|| 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
- 四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの第二条に定める連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
- 四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3|| 第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、銀行持株会社の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 同上」

「項を加える。」

- 4|| 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、連結安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。
- 一 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項
 - 二 流動性比率告示第百一条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨
 - 三 その他連結安定調達比率に関する事項

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

- 一|| 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項
 - 二|| 連結安定調達比率に関する定性的開示事項
- 2|| 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項(

「項を加える。」

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「項を加える。」

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項(

海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。）とする銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

二 連結安定調達比率に関する定量的開示事項

三 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の対比及び要因分析（当該連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。この場合において、同項第一号に掲げる事項については、その日次平均の値について作成するものとする。

附 則

（日次平均の値に係る経過措置）

第二条 第六条第二項及び第九条第二項の規定の適用については、適

海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。）とする銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に係るものに限る。）は、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項とし、その日次平均の値について、別紙様式第三号及び別紙様式第五号により作成するものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

附 則

（日次平均の値に係る経過措置）

第二条 第六条第二項及び第九条の規定の適用については、適用日か

<p>用日から平成二十八年十二月三十一日までの間は、これらの規定中「日次平均の値」とあるのは、「月次平均の値」とすることができ</p>	<p>ら平成二十八年十二月三十一日までの間は、これらの規定中「日次平均の値」とあるのは、「月次平均の値」とすることができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	